

学会設立時の入会金及び会費納入規定

令和3（2021）年5月26日 理事会制定

（目的）

第1条 この規定は、一般社団法人日本量子医科学会定款第8条に基づく会員の入会金及び会費納入による経費の負担に関する事項を定める。

（入会金）

第2条 本会の入会金は、次の通りとする。

- (1) 正会員 1, 0 0 0 円
- 2 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

（会費）

第3条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 8, 0 0 0 円 (2) 学生会員 年額 1, 0 0 0 円 (3) 賛助会員 年額 2 0, 0 0 0 円（一口）
2. 賛助会員は、一口以上から申し込みを受け付ける。
3. 年会費の期間は 4月1日～3月31日までとする。

（補則）

第4条 第2条及び第3条に定める入会金及び会費の金額は設立時の暫定的なものとし、総会において別の規定により金額が改正されるまで適用されるものとする。